

学校保健安全法医療券交付申請書

就学奨励金の交付決定を受けていない人、生活保護を受給していない人は申請できません。

相模原市教育委員会 宛て
次のとおり、学校保健安全法医療券の交付

必ずどちらかを選択してください。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ※鉛筆以外のボールペン等(消せるボールペンは不可)を使用し、太枠内をすべて記入してください。

申請者 (保護者)	住所	〒 252 - 5277 相模原市 中央 区 中央2-11-15	認定区分	☒ 就学奨励金の交付決定を受けている ☐ 生活保護を受給している
	フリガナ	サガミ ハナコ	電話番号	090-0000-0000 ※平日の日中に連絡ができる番号をご記入ください。
児童対象生徒	氏名(自署)	相模 花子	学年	相模原 小学校 1 年生
	フリガナ	相模 一郎	中学校 学園	
提出書類		☒ 学校から受け取った「検診結果通知」のコピー(氏名、通知日、対象疾病が分かる箇所) ☐ 「検診結果通知」を紛失した ⇒学務課にて検診結果を確認後、医療券を まで日数がかかります。		
対象疾病	次の学校保健安全法に定められた疾病で、学校の健康のみが対象となります。			
	・歯科 ☒ う歯(虫歯)			
	・耳鼻科 ☐ 中耳炎 ☐ 慢性副鼻腔炎 ☐ トラコーマ			
	・眼科 ☐ 結膜炎 ☐ アデノイド			
	・内科 ☐ 白癬 ☐ 疥癬 ☐ 膿痂疹 ・その他 ☐ 寄生虫病			

検診結果通知にて治療指示を受けた
疾病のみが援助対象となります。

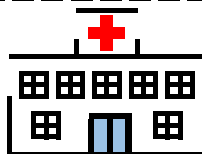
受診したい場合は、
小児医療証を使用し
受診いただけます。
※小児医療証を使用し
生じた自己負担額は
医療券の援助対象外
となりますのでご注
意ください。

お問合せ：相模原市教育委員会学務課 就学支援班 電話042(769)9262 午前8時30分～午後5時15分 土日祝日を除く

～手続きの流れ～

注意 小児医療証との併用はできません。

- ①学校の健康診断結果通知のコピーとこの申請書を学務課に提出する。(郵送可)
- ②学務課から届く医療券を持参し、医療機関を受診する。
※学務課に書類が到着後、ご自宅に届くまで1週間程度かかります。
- ③会計時に医療券を医療機関へ提出します。治療費を負担いただくことなく医療機関を受診いただけます。



～調剤費用(薬代)について～

- ・う歯(虫歯)以外の疾病については、調剤券を発行します。
- ・会計時に調剤券を薬局へご提出ください。調剤費を負担いただくことなくお薬を受領いただけます。

★医療券・調剤券の使用方法については、券を送付する際に使用方法の説明を添付しますので、詳しくはそちらをご確認ください。

教育委員会使用欄	認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		認定区分	☐ 準保	☐ 生保	
	検診結果通知日等	※検診結果通知紛失時のみ記入		発行日	年 月 日		
		確認日	年 月 日	通知日	年 月 日	発送日	年 月 日
		担当	先生		受付印押印欄		
	児童生徒CD						
	交付書類	☐					
	備考						
	伺い)上記の申請に基づき、学校保健安全法医療券等を交付してよろしいでしょうか。						
決裁欄	総括副主幹	担当	合 議				

教育委員会使用欄のため、記入不要